

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年6月29日

【会社名】 株式会社中村超硬

【英訳名】 NAKAMURA CHOUKOU CO.,LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 誠

【本店の所在の場所】 大阪府堺市西区鶴田町27番27号

【電話番号】 072-274-0007 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 川口 晃

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市西区鶴田町27番27号

【電話番号】 072-274-0007 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 川口 晃

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき 金10円 総額 41,959,000円

ロ 効力発生日

平成28年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）について、事業目的を一部追加する。

ロ 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮し、現行定款第20条（任期）について所要の変更を行う。また、これに伴い、任期調整に関する同条第2項の規定を削除する。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、井上誠、川岸悟史、増田宏文、田植啓之、吉武理人、川口晃、京谷忠幸、大山隆司を取締役に選任する。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当事業年度末日時点の取締役のうち社外取締役以外の取締役6名に対し、取締役賞与総額1,000万円を支給する。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役 井上阿佐美氏に対し退職慰労金を当社の内規により贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任する。

第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条（当社取締役につき第361条）の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）ならびに当社及び当社子会社の従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を取締役に委任する。

当社取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の発行は、取締役に対する金銭でない報酬に該当し、また、その額が確定していないため、当社取締役（社外取締役を除く）に割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する具体的な内容及び算定方法についても合わせて取締役会に委任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	33,014	5	0	(注)1	可決 98.88
第2号議案 定款一部変更の件	33,015	4	0	(注)2	可決 98.89
第3号議案 取締役8名選任の件					
井上 誠	33,014	5	0		可決 98.88
川岸 悟史	33,014	5	0		可決 98.88
増田 宏文	33,014	5	0		可決 98.88
田植 啓之	33,014	5	0	(注)3	可決 98.88
吉武 理人	33,014	5	0		可決 98.88
川口 晃	33,014	5	0		可決 98.88
京谷 忠幸	33,015	4	0		可決 98.89
大山 隆司	33,013	6	0		可決 98.88
第4号議案 取締役賞与支給の件	33,004	15	0	(注)1	可決 98.85
第5号議案 退任取締役に対する退職慰労 金贈呈の件	30,510	2,509	0	(注)1	可決 91.38
第6号議案 ストックオプションとして新 株予約権を発行する件	32,953	66	0	(注)2	可決 98.70

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決または否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。